

契約事前確認公募について

令和2年12月9日
原子力損害賠償・廃炉等支援機構

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

原子力損害賠償・廃炉等支援機構（以下「機構」という。）で検討している、「燃料デブリ取り出しに向けた安全上の機能の検討（その1）」業務について、下記の内容で事前確認公募を実施いたします。

事前確認公募の結果、応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、特定法人等との契約手続に移行します。なお、応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、一般競争入札手続に移行する予定です。

記

1. 契約の概要

(1) 件名

燃料デブリ取り出しに向けた安全上の機能の検討（その1）

(2) 履行期間

契約締結日～令和3年3月26日

(3) 概要

NDFではこれまで、安全な東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所（以下「1F」という。）の廃炉を確実、合理的、迅速に進めるために、燃料デブリ取り出し時の安全確保の考え方について検討を行ってきた。

今後、試験的取り出し、段階的な取り出し規模拡大、取り出し規模の更なる拡大と徐々に燃料デブリの取り出しが進んでいく1Fにおいて、真に必要な安全機能・安全対策が何であるか特定・具体化していくことが必要である。特に燃料デブリの取り出し規模の更なる拡大においては、1Fの有する大きな不確かさ故に、必要な安全機能・安全対策は設計だけで対応することには限界があり、運用と併せて安全確保を図る視点も取り入れて検討を行うことがタイムリネスな廃炉に繋がることを戦略プラン2020にて言及している。また、その特定・具体化された安全機能や安全対策が、実際の燃料デブリ取り出しの運用段階でも確実に維持されるように、運用段階に関する縛りを何らかの形で新たに規定することが必要であり（一例としてLC0[運転上の制限]）、この新たな規定（LC0）を現状の1Fで規定されているLC0と比較し、今後の燃料デブリ取り出しが進む1Fにおいて真に適するLC0とは何か検討を行う。

なお検討の際には、技術研究組合 国際廃炉研究開発機構（IRID）及び東京電力ホールディングス株式会社の燃料デブリ取り出しシステム及び設備・施設の最新知見、当機構の

戦略プラン等を踏まえること。

実施内容は以下の通りである。

① 1F（事故炉）における LCO の考え方の検討

LCO は、元来通常の発電所において、安全上の重要事項を運用段階において担保するものとして設定されたものだが、通常の発電所と大きく異なる 1F（事故炉）において、安全上の重要事項を運用段階において担保する規定として LCO が相応しいのか、仮に相応しくない場合にはそれに替わる規定の在り方等について検討を行う。検討に際しては、非発電炉の代表である再処理施設における運用等についても参考とする。

② 燃料デブリの取り出し規模の更なる拡大における水素燃焼、及び放射性物質の閉じ込めに係る安全上の課題、改善の方針等についての技術検討

燃料デブリの取り出しにおける水素燃焼、及び放射性物質の閉じ込めに関する安全上の課題、改善の方針等について検討を行う。

③ 燃料デブリ取り出し規模の更なる拡大におけるその他（冷却等）の安全上の課題の検討

燃料デブリ取り出し規模の更なる拡大におけるその他（冷却等）の安全上の課題の検討を行う。

④ 1F(事故炉)における安全上の課題、改善の方針、及び LCO の考え方の検討に対する総括役務

①②③を行う際は、関係者と作業会形態を活用して検討を行う。また検討の際には運営補助業務を行う。

2. 応募する者に必要な資格

下記全ての条件を満たすものとする。

(1) 当該契約を締結する能力を有しない者、破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者に該当しない者であること。

(2) 次の各号に該当し、かつ、その事実があった後 2 年を経過していない者は応募資格を有しない。

① 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき

② 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき

③ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき

④ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき

⑤ 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき

⑥ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき

⑦ この項（この号を除く）の規定により応募資格を有しないとされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき

- (3) 令和01・02・03年度全省庁統一資格「役務の提供等」の「A」の等級に格付されている者であること。
- (4) 内閣府、文部科学省、経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- (5) 本業務の履行に関して、秘匿性の高い情報を適切に管理できること。
- (6) 中立的かつ公平な立場で業務を実施できる者であること。
- (7) 仕様書の交付を受けた者であること。
- (8) 本業務を遂行できる履行体制と作業計画を有していること。
- (9) 以下の技能に関する要件を満たしていること。
 - ① 原子炉プラントの設計実績、及び運用に関する知識を有しており、また1F廃炉に関する規制要件の知識、及び技術支援業務の実績を有すること。
 - ② 放射性物質の閉じ込めに関して、非発電炉の代表施設として、非密封にて放射性物質を扱う再処理施設等の事故シナリオの選定、及び評価の実績を有すること。また再処理施設の設計、運転段階の管理に関する知識を有し、それらを踏まえてLCOの考え方を検討できること。
 - ③ 水素燃焼・水素爆発に関して、1Fで想定される現象（爆轟、火炎加速の有無等）に関する検討ができること（一例として、火炎加速モデルをCFDコードに組み込み、それを用いた評価の実績等を有すること）。
 - ④ 個別の技術項目のLCOと併せて、各LCOに共通した全体的なLCOの考え方について検討可能な知識を有すること。

3. 手続き等

(1) 問い合わせ先

〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-2-5 共同通信会館5F

原子力損害賠償・廃炉等支援機構 廃炉部門 技術グループ

「燃料デブリ取り出しに向けた安全上の機能の検討（その1）」業務担当

メール：h_dai11@ndf.go.jp

(エフ アンダーバー ディー イー アイ 11 アットマーク エヌ ディー イフ ドット ジー オー ドット ジー エー ピー)

応募に関する問合せの受付は、E-mailのみとします。

(2) 説明会の有無

無

(3) 仕様書の交付

上記(1)において令和2年12月15日(火)までの平日(10:00~17:00)配布する。

なお、事前に上記(1)の担当者に日時を連絡のこと。

(4) 参加意思確認書の提出期限及び提出先

期限：

令和2年12月16日(水) 15:00

提出先：

〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-2-5 共同通信会館5F

原子力損害賠償・廃炉等支援機構 廃炉部門 技術グループ

「燃料デブリ取り出しに向けた安全上の機能の検討（その1）」業務担当あて（郵送による場合は、期限まで必着のこと）

【提出書類】

- ① 参加意思確認書（別添1）
- ② 令和01・02・03年度競争参加資格（全省庁統一資格）における資格審査結果通知書の写し
- ③ 組織概要（パンフレット等）
- ④ 作業体制図及び作業計画書（様式自由）

4. その他

- （1）手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- （2）競争手続きに移行した場合、その旨通知する。
- （3）参加意思確認書を提出した者は、提出した書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

以上

令和 年 月 日

参加意思確認書

原子力損害賠償・廃炉等支援機構
理事長 山名 元 殿

提出者
住 所
会社名
代表者役職氏名

印

下記公募について、応募要件を満たすものとして、参加意思確認書を提出します。

記

件名：燃料デブリ取り出しに向けた安全上の機能の検討（その1）

連 絡 先
所 属
役 職 氏 名
メールアドレス
電 話 番 号